

平成 27 年 度

朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算

第16号 議案

平成27年度 朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成27年度朝倉市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成28年 2月23日 提出

朝倉市長 森田俊介

第 1 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	社会保障・税番号制対応システム改修事業	4,860

